



# 宮 崎 県 公 報

平成29年3月17日（金曜日）号外 第12号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

## 目 次

規 則	頁
○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則……（行政経営課）	1

## 規 則

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年3月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第7号

#### 宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則（平成10年宮崎県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																					
<p>（国民健康保険課）</p> <p>第26条 国民健康保険課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p>（5） 国民健康保険審査会及び後期高齢者医療審査会に関すること。</p> <p>（名称等）</p> <p>第 262条 法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担当事務及び主管部課は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担 任 事 務</th> <th>主管部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県地方独立行政法人評価委員会</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担 任 事 務	主管部課	[略]			宮崎県地方独立行政法人評価委員会	[略]		<p>（国民健康保険課）</p> <p>第26条 国民健康保険課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p>（5） <u>国民健康保険運営協議会</u>、国民健康保険審査会及び後期高齢者医療審査会に関すること。</p> <p>（名称等）</p> <p>第 262条 法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担当事務及び主管部課は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担 任 事 務</th> <th>主管部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県地方独立行政法人評価委員会</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県国民健康保険運営協議会</td> <td><u>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。以下「改正法」という。）附則第7条の規定によりその例によることとされる改正法第4条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「新法」という。）第82条の2第1項に規定する都道府県国民健康保険運営方針の作成、改正法附則第9条の規定に基づく新法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収その他の国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する事務</u></td> <td>福祉保健部国民健康保険課</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担 任 事 務	主管部課	[略]			宮崎県地方独立行政法人評価委員会	[略]		宮崎県国民健康保険運営協議会	<u>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。以下「改正法」という。）附則第7条の規定によりその例によることとされる改正法第4条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「新法」という。）第82条の2第1項に規定する都道府県国民健康保険運営方針の作成、改正法附則第9条の規定に基づく新法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収その他の国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する事務</u>	福祉保健部国民健康保険課
名 称	担 任 事 務	主管部課																				
[略]																						
宮崎県地方独立行政法人評価委員会	[略]																					
名 称	担 任 事 務	主管部課																				
[略]																						
宮崎県地方独立行政法人評価委員会	[略]																					
宮崎県国民健康保険運営協議会	<u>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。以下「改正法」という。）附則第7条の規定によりその例によることとされる改正法第4条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「新法」という。）第82条の2第1項に規定する都道府県国民健康保険運営方針の作成、改正法附則第9条の規定に基づく新法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収その他の国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する事務</u>	福祉保健部国民健康保険課																				

[略]

[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。